

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 25)

清算中の各事業年度、清算所得の法人税額等の 通知書
及び加算税の賦課決定通知書(正説明)

- 1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び繰入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
- 2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 3 延滞税の額の計算方法(国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条)

納付すべき本税の額 (注)1	×	延滞税の割合 7.3%(注)2 (納期限の翌日から2月を経過 した日以後は14.6%)	×	期間(日数) (注)3 法定納期限の翌日 から完納の日まで	=	延滞税の額 (注)4
365						

- (注)1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。
具体的には次のとおりです。
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
- 3 貴法人の場合は、国税通則法の規定により(自 . . . 至 . . .)の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 5 内容に不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 22)

清算中の各事業年度、清算所得の法人税額等の 通知書
及び加算税の賦課決定通知書(正説明)

- 1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店、繰入代理店)、郵便局または当税務署へ納付してください。
- 2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 3 延滞税の額の計算方法(国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条)

納付すべき本税の額 (注)1	×	延滞税の割合 7.3%(注)2 (納期限の翌日から2月を経過 した日以後は14.6%)	×	期間(日数) (注)3 法定納期限の翌日 から完納の日まで	=	延滞税の額 (注)4
365						

- (注)1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。
具体的には次のとおりです。
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
- 3 貴法人の場合は、国税通則法の規定により(自 . . . 至 . . .)の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 5 内容に不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。